

13	三 エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギーの活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うものに資する設備として主務省令で定めること、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応（前項第三号に該当するものに限る。）に資する設備として主務省令で定めるものをいう。
14	四 この法律において「需要開拓商品生産設備」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備（第十項第三号に該当するものに限る。）を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備をいう。
15	五 この法律において「関係事業者」とは、事業者であつて、他の事業者がその經營を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。
16	六 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人（新たに設立されるものを含む。）であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその經營を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。
17	七 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
18	八 一 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。
19	九 二 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。
20	十 三 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。
21	十一 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続）に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第二十六項において同じ。）に対する手続をいう。第四十七条第一項第二号において同じ。）であつて、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものを行う。
22	十二 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
23	十三 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
24	十四 二 前号に掲げる業務に附帯して、技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うこと。
25	十五 一 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。
26	十六 二 この法律において「特定投資事業者」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社、合同会社、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは投資信託及び投資法人にかかる費用を相当程度低減すること。
27	十七 三 この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十年法律第九十号）第二条第一項に規定するプロ

18	リ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）
19	ヌ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）
20	ヌ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をするのを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）
21	ヌ 一 この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること（再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図ることを除く。）をいう。
22	ヌ 二 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解消手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する者）とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解消手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する者）とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解消手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する者）をいう。第四十七条において同じ。）であつて、同条第一項の認定を受けたものをいう。
23	ヌ 三 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
24	ヌ 一 この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいの防止のために事業者が実施する措置をいう。
25	ヌ 二 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。
26	ヌ 三 この法律において「特定投資事業者」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社、合同会社、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは投資信託及び投資法人にかかる費用を相当程度低減すること。
27	ヌ 四 この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十年法律第九十号）第二条第一項に規定するプロ

28	五年法律第九十号）第二条第一項に規定するプロ
29	ログラムをいう。）であつて、事業の生産性の向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。
30	メ この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること（再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図ることを除く。）をいう。
31	メ この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解消手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する者）とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解消手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する者）をいう。第四十七条において同じ。）であつて、同条第一項の認定を受けたものをいう。
32	メ 一 この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいの防止のために事業者が実施する措置をいう。
33	メ 二 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。
34	メ 三 この法律において「特定投資事業者」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社、合同会社、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは投資信託及び投資法人にかかる費用を相当程度低減すること。
35	メ 四 この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十年法律第九十号）第二条第一項に規定するプロ

27 を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うものをいう。

六 前項第三号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないものこの法律において「創業支援等事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業

惠山里銘

第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進すること（基本理念）

三 第八条の二第一項に規定する新技術等実証計画及び第九条第一項に規定する新事業活動計画の認定に関する基本的な事項

四 その他新技術等実証及び新事業活動に関する重要事項

4 政府は、前項の規定による閣議の決定があつた議の決定を求めるものとする。

5 たときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第二項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
(新たな規制の特例措置の求め)

第六条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証又は新事業活動を実施しようとする者は、三五二六二三一、二、三五二六二三二、三五二六二三三。

者は主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講

することが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者

に通知するとともに、講ずることとする新たなる規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要ないと認めるとき、又は

適当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するも

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置のとする。

（新技術等実証に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たっては、新技術等効果評価委員会（第十四条の二の新技術等効果評価委員会）

<p>34 この法律において「特定中小企業者」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約書であつて、当該金融機関が特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に対して当該債務を履行したことの相当する金額を支払うことを約するものをいう。</p>	<p>33 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者の外國関係法人の外國銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項に規定する外國銀行等をいう。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。）による債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。</p>	<p>30 会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないものこの法律において「創業支援等事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。</p> <p>一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により創業を支援する事業</p> <p>二 事業を営んでいない個人に対する創業の意義に関する学習の機会を提供するための講座の開設、創業者（前項第二号及び第四号に掲げるものに限る。）の事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設において職業を体験する機会の提供その他の創業に関する普及啓発を行う事業</p>
---	---	--

(基本理念)

第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、事業者による新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を行う責務を有する。(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのっとり、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進

(基本方針)

第五条の二 政府は、新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下この条、第八条の二第四項第一号及び第九条第四項第一号において「基本方針」という。)を定めるものとする。

第五条の二 政府は、新技術等実証及び新事業活

動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下この条、第八条の二第四項第一項又は第二項又は第三項に付する）、二「まこと」

号及び第九條第四項第一号において「基本方針」という。)を定めるものとする。

第三章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進

(基本方針)

第一項の規定による求めを受けた主務大臣

は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置

(新技術等実証工系るものと限る。)を講ぜる。

(新技術等実証に係るものは除く)を語るが、否かを判断するに当たつては、新技術等効果評

西委員會（第十四條の二の新技術等効果評価委員会）

舊約全書第十四卷二耶路撒冷交異語舊約

4 て、当該認定新事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(情報の提供等)

第十一條 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間又は認定新事業活動実施者が新事業活動を実施している間に必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者又は当該認定新事業活動実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十二条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する情報システム（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するため必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

前項の規定は、債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）の通知又は承諾について準用する。

3 第一項の規定は、民法第五百条において準用する同法第四百六十七条第一項の弁済による代位の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「第四百六十七条第一項」とあるのは、「第五百条において準用する同法第四百六十七条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第二百八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第二百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

第十一條の三 主務大臣は、第九条第三項第四号に掲げる事項として前条に規定する規制の特例措置を記載した新事業活動計画について第九条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者の氏名、商号又は名称及び住所を公示するものとする。

2 前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

4 第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その公示に係る認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、第十条第二項若しくは第三項の規定により第一項若しくは第三項の規定による公示に係る認定新事業活動計画の認定を取り消したとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
(政令等で規定された規制の特例措置)

第十二条 認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。
(規制の特例措置の見直し)

第十三条 主務大臣(第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。)は、第一百四十四条第一項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

(規制改革の推進)

第十四条 主務大臣（第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置若しくは第七条第一項の規定による求めに係る法律及び法律に基づく命令又は第八条の二第三項第六号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）は、新技術等又は新事業活動等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二節 新技術等効果評価委員会

(新技術等効果評価委員会)

第十四条の二 次に掲げるものを行うため、内閣府に、新技術等効果評価委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

一 新技術等実証及び新事業活動に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価

二 新技術等実証計画及び新事業活動計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価

三 前二号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項

(所掌事務)

第十四条の三 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に關し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

3 委員会は、前項の勧告をしたときは、遲滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。

(委員)

第十四条の四 委員会の委員は、内外の経済社会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動の動向について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(報告の徴収等)

(政令への委任)
た者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

第十四条の六 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 新たな事業の開拓

第一款 特定新事業開拓投資事業、外務省資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進

(特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)

第十五条 経済産業大臣及び文部科学大臣(文部科学大臣にあつては、次項第三号に掲げる事項に限る。)は、特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果转化用支援事業の実施に関する指針(以下この款において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する重要な事項
- 二 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要な事項
- 三 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要な事項

4 経済産業大臣及び文部科学大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

5 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)に協議するものとする。

(特定新事業開拓投資事業計画の認定)

第十六条 特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、当該特定新事業開拓投資事業に関する計画(以下この条、次

条及び第百四十九条において「特定新事業開拓投資事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定新事業開拓投資事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 特定新事業開拓投資事業の内容及び実施業有限責任組合に関する事項

三 時期 特定新事業開拓投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

経済産業大臣は第一項の認定の申請があつた場合において、その特定新事業開拓投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであつて、

る。ると認めるとときは、その認定をするものとする。

二 当該特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が円滑かつ確實に実施される見込みであることを認めた。

4
経済産業大臣は、第一項の認定をしたとき
は、経済産業省令で定めるところにより、当該
認定の申請書類を提出する旨の規定

を公表するものとする。
(特定新事業開拓投資事業計画の変更等)

限責任組合（以下「認定特定新事業開拓投資事業組合」という。）は、当該認定に係る特定新

は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業組合が当該認定に係る特定新事業開拓投資事業計画（前項の規定による変更の認定があつた

ときは、その変更後のもの。以下、「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。)に従って特定新事業開拓投資事業を実施して、ハナビと認め

るときは、その認定を取り消すことができる。
経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しな

いものとなつたと認めるときは、認定特定新事業開拓投資事業組合に対し、当該認定特定新事業開拓投資事業組合の変更の旨示し、又はそ

取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。
（外部経営資源活用促進投資事業計画の認定）

源活用促進投資事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

に關する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第二十九号）第十七条の四第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第十七条の四第一項に規定する事業の行為」とする。

(独立行政法人)中小企業基盤整備機構の行う特定新事業開拓投資事業及び外部経営資源活用促進投資事業円滑化業務)

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定新事業開拓投資事業及び外部経営資源活用促進投資事業を円滑化するため、認定特定

新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて特定新事業開拓投資事業を実施するに必要な資金及び忍耐外郎全資

資源活用促進投資事業者が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて外部経営資源活用

促進投資事業を実施するためには必要な資金の供給
入れに係る債務の保証の業務を行う。
(特定研究成果活用支援事業計画の認定)

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究

成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合の二つ

実施する投資事業有限責任組合を組合契約は、成り立させようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に

関する計画（以下この条、次条及び第一百四十七条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で

2 定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
特定研究成績活用支援事業計画には、次にこの

特定研究会員登録申請書に記載する事項を記載しなければならない。

二 関する事項
　特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期

三 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定研究成果活用支援事業計

た場合において、当該指定の取消しに係る聽聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関等の役員等であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)

第二十一条の七 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関等の商号又は名称、住所及び革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関等は、その商号若しくは名称、住所又は革新的技術研究成績活用事業活動支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。(業務規程の変更の認可等)

第二十二条の八 指定金融機関等は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究成績活用事業活動支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。(業務の休廃止)

第二十三条の九 指定金融機関等は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関等が革新的技術研究成績活用事業活動支援業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関等の指定は、その効力を失う。(指定の取消し等)

第二十四条の十 経済産業大臣は、指定金融機関等が第二十三条の六第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 該新技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 その指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二十五条の十一 指定金融機関等について、第二十三条の九第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関等であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関等が行つた革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関等とみなす。

第二十六条の十二 研究開発施設等の活用

合研究所は、その保有する研究開発に係る施設(土地を含む)及び設備のうち、事業者による新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるものを、新商品の開発又は生産、又は販売の方への導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行ふ者の利用(鉱工業の科学技術に関する研究開発であるもの又はその成果を活用するものに限る。)に供する業務を行うことができる。

第一節の二 事業適応の円滑化

(実施指針)

第二十七条の十三 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあっては、次項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。以下この条において同じ。)は、事業適応の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成長発展事業適応(第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号において同じ。)にあつては、次に掲げる事項について同じ成長発展事業適応の意義及び目標その他の成長発展事業適応に関する基本的事項

二 その他の成長発展事業適応に関する基本的

口 成長発展事業適応の実施に必要な研究開発、設備投資その他の成長発展事業適応の内容に関する事項

ハ 成長発展事業適応のための措置を行ううえに必要な資金の調達の円滑化に関する株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び指定金融機関(第二十三条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下この項並びに第二十三条の十七第一項第一号及び第二号において同じ。)における同じ。)が果たすべき役割に関する事項

二 その他成長発展事業適応に関する重要な事項

二 情報技術事業適応(第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十三条の二十八において同じ。)については、次に掲げる事項

イ 情報技術事業適応の促進の意義及び目標その他の情報技術事業適応に関する基本的事項

ロ 情報技術事業適応の実施に必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するため必要な投資その他の情報技術事業適応の内容に関する事項

ハ 情報技術事業適応のための措置を行ううえに必要な資金の調達の円滑化に関する公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

二 その他情報技術事業適応に関する重要な事項

二 エネルギー利用環境負荷低減事業適応(第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十三条の十七第一項第二号において同じ。)にあつては、次に掲げる事項

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の促進の意義及び目標その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的事項

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

二 第二十五条の十四 主務大臣は、実施指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る事業適応の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「事業分野別実施指針」という。)を定めることができる。

3 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二十五条の十五 事業者は、その実施しようとする事業適応(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する計画(以下「事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合には、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)

第二十一条の二十 主務大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業適応促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。(業務規程の変更の認可等)

第二十一条の二十一 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業適応促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。(協定)

第二十一条の二十二 公庫は、事業適応促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

1 指定金融機関が行う事業適応促進業務(公庫から貸付けを受け行おうとするものに限る。)に係る貸付けの条件の基準に関する事項

2 指定金融機関は、その財務状況及び事業適応促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

3 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業適応促進業務及び公庫が行う事業適応促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

2 指定金融機関は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 これを変更しようとするときも、同様とする。(帳簿の記載)

第二十一条の二十三 指定金融機関は、事業適応促進業務について、主務省令で定めるところに依り、主務省令で定めるところにより、これを保存しなければならない。

より、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十二条の二十四 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業適応促進業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第二十二条の二十五 指定金融機関は、事業適応促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を公示するものとする。(業務の休廃止)

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業適応促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。(指定の取消し等)

第二十二条の二十六 主務大臣は、指定金融機関が第二十一条の十九第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

1 事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 その指定に関し不正の行為があつたとき。

3 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

4 その他の事業再編に関する重要な事項

5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

2 二十二条の二十五第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業適応促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

第二十二条の二十八 認定事業適応計画に従つて実施される情報技術事業適応(生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣

の確認を受けたものに限る。)を行つて認定事業適応事業者が、当該情報技術事業適応の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア並びに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアについては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十二条の二十九 第二節 事業再編の円滑化(事業再編の実施に関する指針)

第二十二条の三十 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第三号に掲げる事項に限る。以下この条において同じ。)は、事業再編の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

2 事業再編に伴う労務に関する事項

3 事業再編の内容及び実施時期

4 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

5 事業再編に伴う労務に関する事項

2 当該事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

3 当該事業再編に伴う労務に関する申請があつた場合において、その事業再編に係る各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 当該事業再編計画に係る事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれること。

5 当該事業再編計画に係る事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第四十六条第一号において同じ。)にあつては、当該事業再編計画に係る場合にあっては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

4 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造(供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第四十六条第一号において同じ。)にあつては、当該事業再編計画に係る場合にあっては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

5 従業員の地位を不当に害するものでないこと。

6 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するものでないこと。

八 第	号六第条六十八第	条六十八第	条五十八第	号六第条一十八第	条一十八第	条十
の 次	録 事 議	合 場 該 当 、	面 書 の 次	面 書 の 次	面 書	面 書
を 証 す る 書 面 並 び に 認 定 を 受 け た こ と	議 事 錄 、 産 業 競 争 力 強 化 法 第 二 十 八 条 第 二 項 に 規 定 す る 場 合 に あ つ て は 当 該 場 合 に 該 当 す る こ と を 証 す る 書 面 及 び 取 締 役 の 過 半 数 の 一 致 が あ つ た こ と を 証 す る 書 面 又 は 取 締 役 会 の 議 事 錄	當 該 案 合	書 面 並 び に 認 定 を 受 け た こ と を 証 す る 書 面 及 び 認 定 を 受 け た 計 画 に 従 つ た 吸 收 分 割 又 は 吸 收 分 割 によ る 他 の 会 社 が そ の 事 業 に 関 し て 有 す る 権 利 義 務 の 全 部 若 し く は 一 部 の 承 繼 で あ る こ と を 証 す る 書 面	次 の 書 面 並 び に 認 定 を 受 け た こ と を 証 す る 書 面 及 び 認 定 を 受 け た 計 画 に 従 つ た 新 設 分 割 で あ る こ と を 証 す る 書 面	書 面 (産 業 競 争 力 強 化 法 第 二 十 八 条 第 二 項 に 規 定 す る 場 合 に あ つ て は、当 該 場 合 に 該 当 す る こ と を 証 す る 書 面 及 び 取 締 役 の 過 半 数 の 一 致 が あ つ た こ と を 証 す る 書 面 又 は 取 締 役 会 の 議 事 錄)	二 四 四 条 第 一 項 の 変 更 の 認 定 を 含 む。下 に 単 に 「認 定」と い う。) を 受 け た こ と を 証 す る 書 面 及 び 認 定 を 受 け た 計 画 に 従 つ た 新 設 合 併 で あ る こ と を 証 す る 書 面
次 の 書 面 並 び に 認 定 を 受 け た こ と を 証 す る 書 面 及 び 認 定 を 受 け た 計 画 に 従 つ た 新 設 合 併 で あ る こ と を 証 す る 書 面						

五百九十九条
面書
書面
画に従つた株式交換又は株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する
認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従つてその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主（当該特定関係事業者及び当該認定事業再編事業者）（この項の規定により読み替えて適用する会社法第百七十九条第一項ただし書の規定により当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対しこの項の規定による請求をしないこととする場合にあつては、当該者を含む。）を除く。）の全員に対しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業再編事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第百五十二条第二項、第一百五十四条第三項、第一百七十九条、第一百七十九条の二第二項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第一百七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第一百七十九条の四第一項各号、第三項及び第四項、第一百七十九条の五第一項第一号、第一百七十九条の六第一項、第三項及び第七項、第一百七十九条の七、第一百七十九条の八第二項及び第三項、第一百七十九条の九、第一百七十九条の十第一項、第二百十九条第二項第二号及び第四項、第二百七十二条第四項、第二百九十三条第二項第一号及び第四項、第八百四十六条の三並びに第八百七十条第二項第五号の規定の適用について、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十四 条第三項	第一百七十九 条第一項	定する特定関係 事業者をいう。お りある場合における 当該特定関係 事業者をいう。以 下同じ。」 法第二十四条第 一項に規定する 認定事業再編事 業者をいう。以 下同じ。」
特別支配株主 （株式会社の議決 権の十分の九 （これを上回 る割合を当該 株式会社の定 款で定めた場 合にあつて は、その割 合）以上を當 該株式会社以 外の者及び當 該者が発行済 株式の全部を 有する株式會 社その他これ に準ずるもの として法務省 令で定める法 人（以下この 条及び次条第 一項において 「特別支配株 主完全子法 人」という。） が有している 場合における 当該者をい う。該 以 當 該 者 を い う。 當 該 者 を い う。）	特別支配株主 （株式会社の議決 権の十分の九 （これを上回 る割合を当該 株式会社の定 款で定めた場 合にあつて は、その割 合）以上を當 該株式会社以 外の者及び當 該者が発行済 株式の全部を 有する株式會 社その他これ に準ずるもの として法務省 令で定める法 人（以下この 条及び次条第 一項において 「特別支配株 主完全子法 人」という。） が有している 場合における 当該者をい う。該 以 當 該 者 を い う。 當 該 者 を い う。）	主 特 定 特 別 支 配 株 主 特 定 特 別 支 配 株 主

当該特別支配株主	完全子法人に 完全子法人に 完全子法人に	当該特定特別支 配株主	当該特定特別支 配株主	当該特定特別支 配株主
特別支配株主	株主	（当該特定特別 支配株主が発行 済株式の全部を 有する株式会社 並びに当該認定 事業再編計画に 係る他の認定事 業再編事業者及 び当該他の認定 事業再編事業者 が発行済株式の 全部を有する株 式会社をいう。 以下この条及び 次条第一項にお いて同じ。）に	主完全子法人	主完全子法人
特別支配株主	主	主完全子法人	主完全子法人	主完全子法人

第七百九 二項第一 十六条第 号	第七百九 二項各号 十六条第 二項以外 の部分	第七百九 二項各号 十六条第 二項以外 の部分	第七百九 二項各号 十六条第 二項以外 の部分
「消滅会社においては、(以下この号にいりて)会社の社員又は吸収分割による会社の株主、吸収合併消滅持分会社の完全子会社の株主、吸換若しくは株式会社の株式会社の吸収合併、交換、完全子会社の株主、吸収合併消滅持分額を乗じて得た額」	次に掲げる額の合計額	同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合	前条第一項から第三項まで
特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込を受けた者に交付する当該認定事業者である株式会社の株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業者である株式会社が公開会社でないとき	五分の一(こ) れを下回る割合を存続株式で定めた場合にあっては、その割合)	五分の一	五百九十九条第二項

第七百九 十六条第 三項				第七百九 十六条第 二項第二 号				第七百九 十六条第 二項第二 号			
效力発生日	会社等 当該存続株式	等に 存続株式会社 吸収合併等	前条第一項 法務省令	法務省令	等 存続株式会社	計額 帳簿価額の合 以外の財産の合	付社債の帳簿 額の合計額 ハ 消滅会社	社等の社債、 新株予約権又 は新株予約権	口 消滅会社 等の株主等に 対して交付す る存続株式会 社等の社債、 新株予約権又 は新株予約権	純資産額を乗 じて得た額	存続株式会社 等の株式の数 に一株当たり して交付する いう。)に対 して交付する の株主等と いう。)
第三十条第一項 産業競争力強化法	会社 事業者である株式	会社に 事業者である株式 当該認定事業再編	特定株式発行等 項目	第一百九十九条第二 項 主務省令	産業競争力強化法 第一百四十七条第二 項に規定する主務 省令(以下単に 「主務省令」とい う。)	会社 事業者である株式 当該認定事業再編	当該認定事業再編 主務省令	会社 事業者である株式 当該認定事業再編	口 消滅会社 等の株主等に 対して交付す る存続株式会 社等の社債、 新株予約権又 は新株予約権	純資産額を乗 じて得た額	存続株式会社 等の株式の数 に一株当たり して交付する いう。)

社法第百六十六条第一項各号の行為、同法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸收併合、吸收分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

社法第百六十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(剩余金の配当に関する特例)		
第三十一条 認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に従つて特定剩余金配当(剩余金の配当)であつて、配当財産が当該認定事業再編事業者の関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。をする場合における会社法第三百九十九条第二項、第四百五十九条第一項、第四百六十条第一項及び第四百六十五条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		
第三百 九条第 二項第 十号	配当財産が金 銭以外の財產 であり、かつ、 株主に対して 規定する金銭 分配請求権を 与えないこと とする場合に 限る。	特定剩余金配当(産 業競争力強化法(平 成二十五年法律第九 十八号)第三十一条 第一項に規定する特 定剩余金配当をい う。第四百五十九条 第一項第四号におい て同じ。)をする場 合を除く。
第四百 五十九 条第一 項各号 に掲げ る事項。 ただ	会計監査人設 置会社	産業競争力強化法第 二十四条第一項に規 定する認定事業再編 事業者である会計監 査人設置会社
第四百 五十九 条第一 項各号 及び同 条第一 項各号 に掲げ る事項。	特定剩余金配当に係 る第四百五十四条第 一項各号及び同条第 四項各号に掲げる事 項	

第四百六十九条	同項各号に掲げる事項	第四百六十八条	同項各号に掲げる事項	第四百六十七条	同項各号に掲げる事項
第一項	第六十一条	第四百六十九条	第六十一条	第六十条	第六十条
第二項	第四百六十九条	第六十一条	第六十一条	第六十条	第六十条
第三項	第六十一条	第六十一条	第六十一条	第六十条	第六十条

4 該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例)

第三十三条 投資事業有限責任組合の組合員は、事業再編を円滑化するため、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係法人（認定事業再編計画において外国関係法人が行う措置に関する計画が含まれている場合における当該外国関係法人に限る。）に係るものの取得及び保有の事業を営むことを約することができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十三条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第三十三条第一項に規定する事業以外の行為」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)

第三十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）が認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うために必要な資金を調達するために発行する社債（社債株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第一百一条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

(指定の取消し等)

第四十四条 主務大臣は、指定金融機関が第三十七条第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

われかに講じるときには、その指定を取り消すことができる。
一 事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に関し不正の行為があつたとき。
三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは命令に違反すること。

3
は処分は違反したとき
主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消すこととは、その旨を公示するものとする。

（指定の取消し等に伴う業務の結了）

又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業再編促進業務の契約に基づく取引を了却する目的の範囲内においては、なお

（調査等） 指定金融機関とみなす。

第四十六条 政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、次に掲げる調査を行い、その結果を公表するものとする。

一、商品若しくは役務の需給の動向又は各事業

二、国内外における経営資源活用の共同化（研
究分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市
場構造に関する調査）

究若しくは開発を行うための施設若しくは設備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることをいう。)に関する調査

第三節 事業再生の円滑化 (認証紛争解決事業者の認定)

第四十七条 認証紛争解決事業者であつて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号の紛争の範囲を事業再生に係る紛争を含めて定めているものは、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者（裁判

外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第二号の手続実施者をいう。第四十九条及び第五十条において同じ。）として選任することができる。

二 事業再生に係る紛争についての認証紛争解決手続の実施方針が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2
證の適合である。
経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る認
証紛争解決事業者が同項各号のいずれにも適合
しないから認められないときは、同項の規定によつて

3 経済産業大臣は、第一項の認定を受けた認証のとする。

紛争解決事業者が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は第五十四条第一項の賞選一二六七七項の成績二二五九、

項の償還すべき本債の全額の清偿に係る確認第五十六条第一項の資金の借入れに係る確認若しくは第五十九条第一項の債権に係る確認を適

切に行つていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
(周辺後回一四二) (付引)

第四十八条 事業者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律）に関する特例

律（平成十一年法律第二百五十八号）第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係

る調停の申立てをした場合（当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限り、）において、当該申立て前に当該申立てに

係る事件について特定認証紛争解決手続が実施されていた場合には、裁判所は、当該特定認証

紛争解決手続が実施されていることを考慮した上で、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第五条第一項ただし書の規定により裁

判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。

(再生手続における監督委員に関する特例)

において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されて

いたときは、裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第五十七

条、第六十条から第六十二条まで及び第六十五条の四において同じ。)は、民事再生法(平成

十一年法律第二百二十五号) 第五十四条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定

第五十条　更生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されたときは、裁判所（更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第五十八条及び第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。）は、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第三十五条第一項の处分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していったことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務）

第五十一条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間（当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時までの期間。次条第一項において「事業再生準備期間」という。）における事業再生を行おうとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一　特定認証紛争解決事業者　特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間

二　独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（第二百三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）事業再生を行おうとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言（特定認証紛争解決手続において行うものを除く。第五十六条第三項及び第五十九条第三項において同じ。）を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間

第三項	第二項	第一条の第一項	第二条の第一項	第三条
者	債務該	金額	が計額	保険額
該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のう	事業再生円滑化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞ	事業再生円滑化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞ
者	債務該	金額	が計額	保険額

二 当該債権を早期に弁済しなければ当該事業者の事業の継続に著しい支障を来すこと。
特定認証紛争解決事業者は前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の終了に至る」とあるのは「第五十一条第二号に定める期間の終了」と読み替えるものとする。

(債権の弁済に関する再生手続の特例)

第六十条 裁判所は、前条第一項の規定による確認を受けた債権(この条から第六十五条までにおいて「確認債権」という。)に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の申立てがあつた場合において、民事再生法第三十三条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第六十一条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権に基づき、民事再生法第八十五条第五項の規定に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を來すことを考慮した上での再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を來すことを考慮した上で、当該確認債権の弁済を早期に弁済しないことと並んで、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第八十五条第五項に規定する少額の再生債権等を早期に弁済しなければ再生会社の事業の継続に著しい支障を來すときに該当するかどうかを判断するものとする。

第六十二条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第八十五条第五項に規定する少額の再生債権等を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を來すときに該当するかどうかを判断するものとする。

(債権の弁済に関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用)

第六十五条の二 第六十条から前条までの規定は、第五十九条第三項において準用する同条第

2 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとするかを判断するものとする。

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとするかを判断するものとする。

(債権の弁済に関する再生手続の特例)

第六十三条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の申立てがあつた場合において、会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

(債権の弁済に関する特例)

第六十四条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

(債権の弁済に関する特例)

第六十五条の三 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者の債権の総額の五分の三以上に当たる債権を有する債権者が当該事業者に係る事業再生の計画について同意した場合には、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該事業再生の計画に基づき行う債権の金額の減額が、当該事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。

(債権の弁済に関する特例)

第六十五条の四 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

(簡易再生の申立てに関する特例)

第六十五条の四 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行つた場合は、当該確認債権の弁済が同法第四十七条第五項に規定する少額の再生債権等を早期に弁済しなければ再生会社の事業の継続に著しい支障を來すときに該当するかどうかを判断するものとする。

(簡易再生の申立てに関する特例)

第六十五条の五 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業再生の円滑化に資するため、当該事業者に対する債権の全部又は一部を有する金融機関は、当該特定認証紛争解決手続に参加するよう特定認証紛争解決事業者から求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業開拓事業者の再生支援業務)

第六十五条の六 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業の継続が困難となつて新事業開拓事業者(中小企業者を除く。)の求めに応じ、当該新事業開拓事業者の行う合併、分割、

事業の譲渡又は譲受け、資金の調達その他の事

業の再生のための措置に関し必要な助言を行

う。

第四節 場所の定めのない株主総会等の

「上場会社」という。)は、株主総会(種類株主

総会を含む。以下この項及び次項において同

じ。)を場所の定めのない株主総会(種類株主

総会にあつては、場所の定めのない種類株主

会。以下この項及び次項において同じ。)とす

ることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競

争力を強化することに資する場合として経済産

業省令・法務省令で定める要件に該当すること

について、経済産業省令・法務省令で定めると

ころにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認

を受けた場合には、株主総会を場所の定めのな

い株主総会とすることができる旨を定款で定め

ることができる。

第六十六条 金融商品取引法第二条第十六項に規

定する金融商品取引所に上場されている株式を

発行している株式会社(以下この条において同

じ。)の規定による定款の定めがある上場会社

の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法

第三百二十五条において準用する場合を含む。)

の規定により株主が株主総会を招集する場合に

あつては、当該株主(その招集の決定の時にお

いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要

件に該当しない場合を除く。)における同法第

二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九

条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八

条第一項(これらは規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百

四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必

要な技術的説替えは、政令で定める。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社

の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法

第三百二十五条において準用する場合を含む。)

の規定により株主が株主総会を招集する場合に

あつては、当該株主(その招集の決定の時にお

いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要

件に該当しない場合を除く。)における同法第

二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九

条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八

条第一項(これらは規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百

四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必

要な技術的説替えは、政令で定める。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社

の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法

第三百二十五条において準用する場合を含む。)

の規定により株主が株主総会を招集する場合に

あつては、当該株主(その招集の決定の時にお

いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要

件に該当しない場合を除く。)における同法第

二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九

条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八

条第一項(これらは規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百

四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必

要な技術的説替えは、政令で定める。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社

の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法

第三百二十五条において準用する場合を含む。)

の規定により株主が株主総会を招集する場合に

あつては、当該株主(その招集の決定の時にお

いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要

件に該当しない場合を除く。)における同法第

二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九

条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八

条第一項(これらは規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百

四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必

要な技術的説替えは、政令で定める。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社

の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法

第三百二十五条において準用する場合を含む。)

の規定により株主が株主総会を招集する場合に

あつては、当該株主(その招集の決定の時にお

いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要

件に該当しない場合を除く。)における同法第

二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九

条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八

条第一項(これらは規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百

四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必

要な技術的説替えは、政令で定める。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社

の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法

第三百二十五条において準用する場合を含む。)

の規定により株主が株主総会を招集する場合に

あつては、当該株主(その招集の決定の時にお

いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要

件に該当しない場合を除く。)における同法第

二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九

条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八

条第一項(これらは規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百

四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必

要な技術的説替えは、政令で定める。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社

の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法

第三百二十五条において準用する場合を含む。)

の規定により株主が株主総会を招集する場合に

あつては、当該株主(その招集の決定の時にお

いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要

件に該当しない場合を除く。)における同法第

二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九

条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八

条第一項(これらは規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百

四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必

要な技術的説替えは、政令で定める。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社

の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法

第三百二十五条において準用する場合を含む。)

の規定により株主が株主総会を招集する場合に

あつては、当該株主(その招集の決定の時にお

いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要

件に該当しない場合を除く。)における同法第

二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九

条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八

条第一項(これらは規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百

四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必

要な技術的説替えは、政令で定める。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社

の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法

第三百二十五条において準用する場合を含む。)

の規定により株主が株主総会を招集する場合に

あつては、当該株主(その招集の決定の時にお

いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要

件に該当しない場合を除く。)における同法第

二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九

条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八

条第一項(これらは規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百

四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必

要な技術的説替えは、政令で定める。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社

の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法

第三百二十五条において準用する場合を含む。)

の規定により株主が株主総会を招集する場合に

あつては、当該株主(その招集の決定の時にお

いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要

件に該当しない場合を除く。)における同法第

二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九

条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八

条第一項(これらは規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百</

条第三項、第三百九十九条の十三第五項、第四百六条第四項、第四百八十二条第三項及び第四百九十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十 九条	第二十 九条	第三百四 十八条第 三項第三 号及び第 四百八 二条第三 項第三号	るもいなし 違	違反しないもの並びに産業競 争力強化法(平成二十五年法 律第九十八号)第六十六条第一 項に規定する事項
第四項第 四号	中定規	第三百九 十九条の 十三第五 項第四号 及び第四 百六十二条	るげに。む 含	むに掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項(三百二十五条において準用する場合を含む。)の経済産業省令・法務省令で定める事項
第四项第 四号	第四项第 四号	第三百九 十九条の 十三第五 項第四号 及び第四 百六十二条	る め	るに掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項(三百二十五条において準用する場合を含む。)の経済産業省令・法務省令で定める事項
第五節 施の促進 (技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針)	第五節 施の促進 (技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針)	第六十七条 主務大臣は、技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針(以下「促進指針」という。)を定めるものとする。	第六十七条 主務大臣は、技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針(以下「促進指針」という。)を定めるものとする。	第六十七条 主務大臣は、技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針(以下「促進指針」という。)を定めるものとする。

ハ 技術等情報漏えい防止措置の実施に関する理解を深めるための施策

口 技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に関する必要な知識及び能力の向上を図るための施策

三 四 第六十八条 第二項の認定の基準となるべき事項

四 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の促進を図るために必要な施策

五 実施の促進に關し配慮すべき事項

技術等情報漏えい防止措置の実施を特に促進すべき技術の分野を定める場合にあっては、その技術の分野

三 主務大臣は、促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定)

二 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲(その範囲を中小企業者に対しして行うものに限定して認定を受けようとする場合にあつては、その旨)及びその実施の方法

三 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指針において定められた前条第二項第三号に規定する基準に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十五条第一項の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち
に前二号のいずれかに該当する者があるもの
主務大臣は、第一項の認定をしたときは、氏
名又は名称、住所、業務の範囲その他主務省令
で定める事項を公表するものとする。
(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認
定の更新)

第五十六条 前条第一項の認定は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第六十九条 前条第二項、第三項及び第四項(第二号を除く。)の規定は、前項の認定の更新について準用する。

第七十条 主務大臣は、第一項の規定により前条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を公表するものとする。
(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の承継)

第七十一条 第六十八条第一項の認定を受けた者は(以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。)が当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行つて相続、合併若しくは分割(当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定技術等情報漏えい防止措置認証機関について相続、合併若しくは分割(当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。)
前項の規定により認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

七十一條 認定技術等情報漏えい防止措置認証
(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の変更の認定等)

第七十一条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める徎微的な変更については、この限りでない。

号を除く。の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

わがはに詰当つて、いにヨリ、かどつて、三、第七十一条第一項の規定に違反して、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更したとき。

高周波を押送するものはない。」(も行)、
独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認
定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業
務)

て「募集新株予約権」といふ。同法第一百三十九条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株子約権」という）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第一百二十二条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは

3 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項に記載する主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

五 不正の手段により第六十八条第一項の認定、第六十九条第一項の認定の更新又は第七十一条第一項の変更の認定を受けたとき。主務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
(中小企業信用保険法の寺列)

実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第二項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2 株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

機構は、新株予約権の行使により株式を発行した後、屋帶なく、その旨を登記若しくは届け出しなければならない。

第七十二条 認定技術等情報漏えい防止措置認証
第七十二条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関における秘密保持義務

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に對して行うものに限定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有してゐるもの、一般財團法人こ

第七十九条 技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う者は、当該技術等情報漏えい防止措置認証業務について、第六十八条第一項の認定を受けていないのに、認定技術等情報漏えい防止措置認可機関であると明らかに思はされるるとして

け出なければならない。
(政府の出資)

情報漏えい防止措置認証業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対する改善命令）

あつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。」であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は

のある表示をしてはならない。
第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第八十五条 機構は、その商号中に株式会社、産業革新投資機構という文字を用いなければならぬ。
い。

認証機関に対する改善措置を講ずるべきことを命ずることができる。（技術等情報漏えい防止措置の廃止の届出）

同法第二条第一項の中 小企業者とみなして、同法第三条、第三条の一及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これに異議はない。

我が國産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となつてゐること及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資による二重会合につづく支援等を

第八十六条 機構の定款には、会社法第二十七条规定号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式（次号、第三号及び次条において「設立時発行株式」といふ。）の、（後書）二〇〇〇年六月三十日までに

機関は、技術等情報漏えい防止措置認証業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めることにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

のことは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第二十四項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借入れ」である。

うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社とする。

して設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)
二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の取消し)

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務）

第七十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼

(株式の政府保有) のとする。

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数）

するときは、その認定を取り消すことができ
る。 その技術等情報漏えい防止措置認証業務の一

に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務

事項の全部について議決権を行使することができぬものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。)の総数の三分の一以下

四 四会社法第百七十七条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第百一十条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第二百三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め

(設立の認可等)

第八十七条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第八十八条 経済産業大臣は、前条の規定によつて、設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 経済産業大臣は、前項の規定により審査していると認めるときは、設立の認可をするものとする。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第八十九条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第一号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。(会社法の規定の読み替え)

第九十条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第八十八条第二項の認可の後株式会社産業革新投

資機関の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「産業競争力強化法第八十八条第二項の認可の」と、同法第五十九条第一項第一号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「産業競争力強化法第八十八条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条规定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。
(会社法の規定の適用除外)
第九十一条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節 管理

(取締役及び監査役の選任等の認可)

第九十二条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(取締役等の秘密保持義務)

第九十三条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらに職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。
(産業革新投資委員会の設置)

第九十四条 機構に、産業革新投資委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。
(委員会の権限)

第九十五条 委員会は、次に掲げる決定及び評価を行う。

一 第百三条第一項の特定資金供給(機構が第一百一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定投資事業者に対して行う資金供給をいう。以下同じ。)の対象となる事業者及び当該特定資金供給の内容の決定

二 認可特定投資事業者(第一百六条第一項に規定する認可特定投資事業者をいう。次号及び第一百一条第一項第十二号において同じ。)の業務の実績に関する評価

三 保有する認可特定投資事業者の有価証券(金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第一百一条第一項第七号を除き、以下同じ。)又は債権の譲渡その他の処分の決定

四 百一十八条第一項の直接資金供給（機構が第百一十九条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定事業活動を行う事業者に対する直接行う資金供給をいう。以下同じ。）の対象となる事業者及び当該直接資金供給の内容の決定（直接資金供給の内容が第百一十九条第一項第一号に掲げる出資のみであつて、その額が一定額以下である場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。）

五 第百十条第一項の有価証券又は債権の譲渡その他の処分の決定

六 前各号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

七 委員会は、前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項の決定並びに同項第二号に掲げる評価について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（委員会の組織）

第九十六条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

四 委員は、取締役会の決議により定める。

五 委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

六 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

七 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

八 委員長は、委員会の会務を総理する。

九 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

（委員会の運営）

第九十七条 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。）が招集する。

4 前項の規定による決議について特別の利害關係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、委員会が第九十五条第一項第二号に掲げる評価を行おうとするときその他必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

8 委員会の議事については、經濟産業省令で定めることにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作成されるる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、經濟産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の議事録)

第九十八条 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。

2 株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を經濟産業省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求あるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議

事録について前項各号に掲げる請求をすることがで きる。
裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認め るときは、第二項又は前項の許可をすることが できない。
会社法第八百六十八条规定第一項、第八百六十九 条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に 限る）、第八百七十条の一、第八百七十七条本 文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限 る）、第八百七十二条の一、第八百七十三条本 文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定 は、第二項及び第三項の許可について準用す る。
取締役は、第一項の議事録について第二項各 号に掲げる請求をできる。（委員の登記）
第九十九条 機構は、委員を選定したときは、二 週間以内に、その本店の所在地において、委員 の氏名を登記しなければならない。委員の氏名 に変更を生じたときも、同様とする。
前項の規定による委員の選定の登記の申請書 には、委員の選定及びその選定された委員が就 任を承諾したこととを証する書面を添付しなけれ ばならない。
委員の退任による変更の登記の申請書には、 これを証する書面を添付しなければならない。 （定款の変更）
機構は、委員に選定された取締役のうち社外 取締役であるものについて、社外取締役である 旨を登記しなければならない。

四 対象事業者が発行する有価証券及び対象事 業者が保有する有価証券の取得
五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業 者が保有する金銭債権の借入
六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入 に係る債務の保証
七 対象事業者のためにする有価証券（金融商 品取引法第二条第二項の規定により有価証券 とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる 権利に限る。）の募集又は私募
八 特定事業活動を行い、又は行おうとする事 業者に対する専門家の派遣
九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事 業者に対する助言
十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事 業者に対する知的財産権（知的財産基本法 (平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二 項の知的財産権及び外国におけるこれに相 するものをいう。次号において同じ。）の移 転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競 争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条 第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相 当するものをいう。次号において同じ。）の開 示
十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財 産権の取得をし、若しくは移転、設定若しく は許諾を受け、又は営業秘密の開示を受ける こと。
十二 認可特定投資事業者の業務の実績に関す る評価
十三 保有する有価証券の譲渡その他の処分
十四 債権の管理及び譲渡その他の処分
十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交 渉及び調査
十六 特定事業活動を推進するために必要な調 査及び情報の提供

（業務の範囲）
第一百条 機構は、その目的を達成するため、次 に掲げる業務を営むものとする。
一 対象事業者（特定投資事業者及び特定事業 活動を行う事業者をいう。以下同じ。）に対 する出資
二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及 び一般財團法人に関する法律（平成十八年法 律第四十八号）第一百三十一條に規定する基金 をいう。）の拠出
三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資 会社の業務の実績の評価に関する必要な情報 の提供
一 特定投資事業者による特定事業活動に対す る資金供給その他の支援又は特定事業活動に 対する資金供給その他の支援を行う事業活動 に対する資金供給その他の支援の内容及び実 施体制に関する事項
二 特定投資事業者による特定事業活動に対す る資金供給その他の支援又は特定事業活動に 対する資金供給その他の支援を行う事業活動 に対する資金供給その他の支援の内容及び実 施体制に関する事項
三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債 権の譲渡その他の処分の期限に関する事項
四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外 の支援を行う場合にあっては、その内容
五 経済産業大臣は、第一項の規定により投資基 準を定めようとするときは、あらかじめ、事業 所管大臣（特定投資事業者による特定事業活動 に対する資金供給その他の支援又は特定事業活 動に対する資金供給その他の支援を行なう事業活 動に対する資金供給その他の支援の対象となる 活動に係る事業を所管する大臣をいう。第百四 条第三項において同じ。）の意見を聞くものと する。
六 第三百三十九条の規定は、前項の規定によ る投資基準の変更について準用する。
（特定資金供給の決定）
第七百三十三条 機構は、特定資金供給を行おうとする ときは、投資基準に従つて、その対象となる特 定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決 定しなければならない。
二 機構は、特定資金供給を行うかどうかを決定 しようとするときは、あらかじめ、経済産業大 臣の認可を受けなければならない。
八 特定投資事業者に対する助言
九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事 業者に対する専門家の派遣
十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事 業者に対する知的財産権（知的財産基本法 (平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二 項の知的財産権及び外国におけるこれに相 するものをいう。次号において同じ。）の移 転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競 争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条 第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相 当するものをいう。次号において同じ。）の開 示
十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財 産権の取得をし、若しくは移転、設定若しく は許諾を受け、又は営業秘密の開示を受ける こと。
十二 認可特定投資事業者の業務の実績に関す る評価
十三 保有する有価証券の譲渡その他の処分
十四 債権の管理及び譲渡その他の処分
十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交 渉及び調査
十六 特定事業活動を推進するために必要な調 査及び情報の提供

(財務諸表)

百第十八條 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の評価を行うに当たっては、機構の業務が、産業構造及び国際的な競争条件の変化に対応するための高度に専門的かつ実践的な知見を活用することが求められる

三条第一項の社債又は借入に係る債務について、保証契約をすることができる。

第八節 解散等

第二百二十九条 構精は、その取締役の率酬及び退職手当並びに職員の給与の支給の基準を定め、これを經濟産業大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同

第一百二十五条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は
ける業務の完了により解散する。
(合併等の決議)

2 様とする。
機構は、専ら出資を行う業務に従事する職員
(この項において「出資専従者」という。)の給
与その他の待遇については、第一百六十六条第一項

可を受けなければ、その効力を生じない。

の規定による認可を受けた予算の範囲内において、優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとす

（創業支援等事業の実施に関する指針）
第一百二十六条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び

第七節 監督

創業に関する普及啓発を積極的に行い、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援等事業の実施に関する指針（以下この条及び次条第四

の定めるところに従い監督する。

2 項第一号において「実施指針」といふことを定めるものとする。

（財務大臣との協議）
監督の義務に關し監督上必要な命令をすることができる。

一 創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項

項（募集社債を引き受けける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするとき）に限る。）、

三 倉業支援等事業の実施方法に関する事項
創業支援等事業の実施に関する事項
別区を含む。以下同じ。)が果たすべき役割

第八十八条第二項、第一百条、第一百一条第三項、
第一百三条第二項、第一百五条第一項、第一百四十四条
第一項、第一百六十六条第一項、第一百七十七条若しく

四 は
に関する事項
3 その他創業等事業に関する重要事項
経済産業大臣及び総務大臣は、経済事情の変

は第一百二十五条の認可をしようとするとき、第一百二条第一項の規定により投資基準を定めるとき、又は同条第五項若しくは第一百六条第四項の

4 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定めるものとする。実施指針を変更により必要が生じたときは、

規定により投資基準を変更するときは、財務大臣に協議するものとする。

又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を

第一百二十三条 経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行うものとする。

聴くものとする。ただし、経済産業省令・総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
(創業支援等事業計画の認定)
第一百一十七条 市町村は、その実施しようとする創業支援等事業（これと連携して市町村以外の者が実施しようとする創業支援等事業を含む。以下同じ。）に関する計画（以下「創業支援等事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の市町村がその創業支援等事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の市町村は共同して創業支援等事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 創業支援等事業の目標
- 二 当該市町村が実施する創業支援等事業の内容（当該創業支援等事業の全部又は一部が特定創業支援等事業に該当する場合にあつては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事項
- 三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援等事業がある場合にあつては、次に掲げる事項
- 四 計画期間

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その創業支援等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

5 総務大臣は、第一項の認定を受けたとき、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援等事業計画の内容を公表するものとする。

二 当該創業支援等事業計画に係る創業支援等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(創業支援等事業計画の変更等)
第一百一十八条 前条第一項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定に係る創業支援等事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 1 主務大臣は、認定市町村（当該認定に係る創業支援等事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定創業支援等事業計画」という。）において認定市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する事業（第百三十条において「認定連携創業支援等事業」という。）を実施する者（第百三十一条第一項及び第四十一条第一項において「認定連携創業支援等事業者」という。）を含む。）が認定創業支援等事業計画に従つて創業支援等事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 主務大臣は、認定創業支援等事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定市町村に対して、当該認定創業支援等事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 3 第百三十条第一項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)
第一百一十九条 無担保保険の保険関係であつて、當該市町村が実施する創業支援等事業との連携に関する事項

二 創業支援等事業（第二条第三十項第二号に係るものに限る。）の実施に当たり、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあつては、当該連携に関する事項

一 実施指針に照らし適切なものであること。

あるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）の」と、「保険金額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二十九条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険金額の合計額及びその他の保険関係の保険金額の合計額がそれぞれ三千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証とした額が八千円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保険関係の保証金額の合計額がそれぞれ三千五百万円及び八千円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ三千五百万円及び八千円（創業関連保証及びその他の保証」とあるのは「当該債務者」と、「八千円から」とあるのは「それぞれ三千五百万円及び八千円から」とする。

二 第二条第二十九項第一号に掲げる創業者であつて新たに会社（中小企業者に限る。以下この項目において同じ。）を設立したもの（以下この項目において「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させたときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第二十九項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百円及び八千円」と、あるのは「三千五百万円（当該中小企業者を設立した会社設立創業者（同条第二項に規定する会社設立創業者をいい、当該会社設立創業者が新たに他の会社（中小企業者に限る。）を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該他の会社に承継させるとときは、当該他の会社も含む。第三項において同じ。）について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合にあつては、三千五百万円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額）及び八千円」と、「及びその他の保証ごとに、当該債務者」とあるのは「についでは当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。

三 第二条第二十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用について、同条第一項中「中小企業者の」ととくに規定する債務の保証であつて、創業者に係るものと、その要する資金のうち経済産業省令で定めるものと、あるものをいう。以下この条において同じ。）に係るもののについての保証料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

四 第百三十条 認定連携創業支援等事業を実施する一般社団法人若しくは一般財團法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の三分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財團法人にあつては設立に際して拠出され

4 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものの中、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあり、及び同条中「百分の七十」とあるのは「百分の八十一」とする。

5 無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十一とあるのは「百分の九十一」とする。

た財産の価額の二分の一以上の「以上が中小企業者により拠出されているものに限り」、又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く）であつて、当該認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企业者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第一百二十八条第二項に規定する認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（認定市町村に対する情報の提供等）

2 都道府県は、創業支援等事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援等事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

（中小企業信用保険法の特例）

第一百三十二条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業者の依頼に応じて、その行う創業支援等事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第三項	第三条第一項	第三条第二項	第三条第三項	第三条第四項	第三条第五項
借入金の額	百分の七十	百分の八十	この項及び第三項	この項	2

号第及一条第び号第及一条第五号	係る債務	借入金又は社債に
務	特定信用状発行	契約に基づく債

会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができる）と認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定める業務及び手続（同法第二条第一号に規定する手続をいう。）を実施することができる。

前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、百四十四条第一号に掲げる業務の実施に必要な調査を行うこと。
三 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び手続（同法第二条第一号に規定する手続をいう。）を実施することができる。
四 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
五 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定める業務及び手続（同法第二条第一号に規定する手続をいう。）を実施することができる。

前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 事務所の所在地
三 次条第一項に規定する中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者
四 中小企業再生支援業務に関する次に掲げる事項
五 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

二 事務所の所在地

三 次条第一項に規定する中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者

四 中小企業再生支援業務に関する次に掲げる事項

五 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第六章 雜則
一 第百三十四条第二項第一号から第五号までに掲げる業務を行うこと。
二 第百三十四条第二項第一号から第五号までに掲げる業務を行なうため、専門家の派遣その他の中小企業再生支援業務の実施に必要な協力をを行うこと。
三 認定支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他の中小企業再生支援業務の実施に必要な協力をを行うこと。
四 中小企業再生支援業務の実施状況を評価し、及びその結果を経済産業大臣に報告すること。

第六章 雜則

一 第百三十四条第二項第一号から第五号までに掲げる業務を行うこと。

二 第百三十四条第二項第一号から第五号までに掲げる業務を行なうため、専門家の派遣その他の中小企業再生支援業務の実施に必要な協力をを行うこと。

三 認定支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他の中小企業再生支援業務の実施に必要な協力をを行うこと。

四 中小企業再生支援業務の実施状況を評価し、及びその結果を経済産業大臣に報告すること。

（中小企業信用保険法の特例）

第一百三十九条 認定支援機関であつて、特定中小企业再生支援事業（中小企业再生支援業務に係る事業であつて、中小企业再生支援協議会の決定を経たもの）の実施に必要な資金に係る中小企业信用保険法第三条第一項又は第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三十九条に規定する特定中小企业再生支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」とす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）

第一百四十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百八号）第百三十九条に規定する特定中小企业再生支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」とす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）

第一百四十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関が第百三十四条第二項第一号に掲げる業務（同号口及びハに掲げるものに係るものに限る。）並びに同項第二号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報に認定支援機関から情報を提供を受けること

（中小企業信用保険法の特例）

第一百三十九条 認定支援機関であつて、特定中小企业再生支援事業（中小企业再生支援業務に係る事業であつて、中小企业再生支援協議会の決定を経たもの）の実施に必要な資金に係る中小企业信用保険法第三条第一項又は第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三十九条に規定する特定中小企业再生支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」とす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）

第一百四十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百八号）第百三十九条に規定する特定中小企业再生支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」とす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）

第一百四十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関が第百三十四条第二項第一号に掲げる業務（同号口及びハに掲げるものに係るものに限る。）並びに同項第二号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報に認定支援機関から情報を提供を受けること

応事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援等事業者が認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定特定新事業開拓投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画若しくは認定創業支援等事業計画に従つて新技術等実証、新事業活動、特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業、特定研究成果活用支援事業、革新的技術研究研究成果活用事業活動、事業適応若しくは創業支援等事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

第二百四十二条 認定事業再編事業者組合が事業再編を実施する事業者の自己資本の充実を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

第二百四十三条 国は、特定投資事業有限責任組合が事業再編再編計画に従つて事業再編を実施するに当たつては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる。国は、認定事業再編事業者に雇用されていた労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 国及び都道府県は、認定事業再編事業者の雇用する労働者及び認定事業再編事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他的能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者への配慮)

第一百四十三条 国、地方公共団体、独立行政法人

中小企業基盤整備機構、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再編の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修

又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(報告の微収)

第二百四十四条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定外部経営資源源活用促進投資事業者(当該認定外部経営資源源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員)、認定特定研究成果活用実施者、認定事業適応事業者又は認定事業再編事業者に対し、認定新技術等実証計画、認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画に記載された第九条第三項第四号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

務、事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務に係る報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとする。

四 新事業活動計画 (第十一條の二に規定する規制の特例措置に係るものに限る)に新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに新事業活動計画に記載された第九条第三項第四号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

の長

。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(権限の委任)

第一百四十八条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第一百四十九条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対する支援を促進するため、第八条の二第一項の新技術等実証計画の認定、第九条第一項の新事業活動計画の認定、第十六条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第十七条の二第一項の外部経営資源活用計画の認定、第二十一条の三第一項の新技術等実証計画の認定、第二十一条の十五第一項の事業適応計画の認定又は第二十三条第一項の事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれらを行なうよう努めなければならない。

(経過措置)

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第二百五十五号）第二条の例に従う。

第二百五十四条 機構の取締役、会計参与（会計參與）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第九十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十五条 第百四十五条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計參與）が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の二十三又は第四十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せぬ、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十二条の二十五第一項又は第四十三条までの規定による報告をしないで事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百四十四条第一項又は第三項から第五項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同条の刑を科する。

第二百五十七条 法人の代表者又は法人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同条の刑を科する。

第二百五十八条 第三十条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三項又は第

四項の規定に違反して公告若しくは通知をしたときは、その違反行為をした株式会社の取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、代表取締役、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者は又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

第一百五十九条 第二十二条の十八第二項、第二十三条の二十二第二項、第三十六条第二項又は第四十条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかつた場合には、その違反行為を行った公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十三条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受けける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第八十三条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第九十九条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第百一条第三項の規定に違反して、業務を行つたとき。

五 第百三条第二項又は第一百五条第一項の規定に違反して、資金供給の認可を受けなかつたとき。

六 第百六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第百八条第二項又は第一百十条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

八 第百十四条第一項の規定に違反して、株式の譲渡の認可を受けなかつたとき。

九 第百六十六条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

附則（施行期日）

第一百八十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらものを作出したとき。

十一 第百二十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第一百六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をして機構の取締役、会計参考人（会計参考人が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、二十万円以下の過料に処する。

一 第百三十条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百三十条第一項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

三 第百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十一条の三第二項の規定による届出をしないで同項に規定する新事業活動を廃止し、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条の三第四項の規定による届出をしないで同項に規定する新事業活動を廃止し、又は虚偽の届出をした者

三 第七十九条の規定に違反して、技術等情報漏えい防止措置認証業務に関し、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をした者

四 第八十五条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新投資機構という文字を用いた者

（施行期日）
附 則 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条及び第三十九条の規定公布の日
二 第十六条（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る）、第二十条から第二十二条まで、第七十五条、第三十四条（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る）、第一百三十七条第一項（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る）、第一百五十条第三号（同項（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る）に係る部分に限る）、第一百五十二条（同号に係る部分（同項（特定研究成果活用

法律の施行の日に、第九十二条の規定により、この法律の規定に基づく産業革新委員会の委員長又は委員として選定されたものとみなす。

株式会社産業革新機構は、この法律の施行の日までに、第八十二条の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

4 この法律の施行前に旧産活法又はこれに基づく命令の規定により経済産業大臣が株式会社産業革新機構に関して行つた認可その他の処分又は株式会社産業革新機構が行つた申請その他の手続でこの法律又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるもののを除き、この法律又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(取締役等の秘密保持義務に関する経過措置)

第十六条 株式会社産業革新機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(中小企業経営資源活用計画に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十二条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの处分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第三十九条の三第一項の認定中小企業承継事業再生事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(認定支援機関に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に旧産活法第四十二条第一項の認定を受けている者は、この法律の施行の日に第二百二十七条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二百二十七条第一項の認定を受けたものとみなされた者のこの法律の施行に伴い必要となる同条第四項第四号に掲げる事項の変更についての同条第五項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律の施行前にした行為並びに受けたものとみなされた者のこの法律の施行に伴い必要となる同条第四項第四号に掲げる事項の変更についての同条第五項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内」とする。

(取締役等の秘密保持義務に関する経過措置)

第二十二条 旧産活法第四十二条第一項に規定する認定支援機関の役員若しくは職員であった者又は旧産活法第四十二条第一項の中小企業再生支援協議会の委員であった者に係る旧産活法第四十二条第一項に規定する中小企業再生支援業の認定支援業の特例、認定中小企業経営資源育成株式会社法の特例、認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなす場合における特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(創業関連保証に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十三条第一項に規定する創業関連保証について

ての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

(特定信用状関連保証に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十四条第一項に規定する特定信用状関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

(中小企業承継事業再生計画に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十九条の二第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第三十九条の三第一項の認定中小企業承継事業再生事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(認定支援機関に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に旧産活法第四十二条第一項の認定を受けている者は、この法律の施行の日に第二百二十七条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二百二十七条第一項の認定を受けたものとみなされた者のこの法律の施行に伴い必要となる同条第四項第四号に掲げる事項の変更についての同条第五項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律の施行前にした行為並びに受けたものとみなされた者のこの法律の施行に伴い必要となる同条第四項第四号に掲げる事項の変更についての同条第五項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内」とする。

(取締役等の秘密保持義務に関する経過措置)

第二十二条 旧産活法第四十二条第一項に規定する認定支援機関の役員若しくは職員であった者又は旧産活法第四十二条第一項の中小企業再生支援協議会の委員であった者に係る旧産活法第四十二条第一項に規定する中小企業再生支援業の認定支援業の特例、認定中小企業経営資源育成株式会社法の特例、認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなす場合における特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(認証紛争解決事業者の認定に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に旧産活法第一号に規定するものとのほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条 (中小企業支援法第九条の改正規定に限る。)、第九条、次条並びに附則第三条、第十八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十四条第一項の認定を受けているものとみなす。

附 則 (平成二六年四月一八日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二七日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二七日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一五日法律第五七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第三条 (中小企業支援法第九条の改正規定に限る。)、第九条、次条並びに附則第三条、第十八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十四条第一項の認定を受けているものとみなす。

附 則 (平成三〇年五月二三日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十七条の規定 公布の日

二 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(見直し)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(旧産競法の規定による解釈及び適用の確認に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第九条第一項の規定による求めをした者に対する回答に

(事業再編計画に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第二十四条第一項の規定である、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 第二項の規定 旧産競法第二十五条第一項の変更の認定を受けている事業再編計画

この法律の施行の際現に旧産競法第二十四条第一項の規定による求めをした者に対する回答に

ついては、なお従前の例による。

(事業再編計画に関する経過措置)

2 第二条の規定 旧産競法の規定による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）前にされた旧産競法第二十四条第一項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

(事業再編計画に関する経過措置)

特定事業再編計画に関する経過措置)

第五条 施行日前にされた旧産競法第二十六条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例によ

る。

この法律の施行の際現に行われている旧産競法第四十一条第一項の指定金融機関の行う同項に規定する事業再編促進業務については、同条から旧産競法第四十九条まで及び第百三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその

再編計画に関する計画の変更の認定、変更の指

示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受けの調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出

資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特

例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類

株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限

責任組合契約に関する法律の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事

業再編円滑化業務に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に行われている旧

産競法第三十八条の債務の保証に関する独立行政

法人中小企業基盤整備機構の業務については、

徴収については、なお従前の例による。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事

業再編円滑化業務に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に行われている旧

産競法第三十九条第一項に規定する株式会社日本政策金融公庫の事業再編促進円滑化業務につ

いては、第六十八条第一項に掲げる規定の施行

の認定を受けた事業再編計画に従前より認定を受けた事業再編計画に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に行われている旧

産競法第四十一条第一項の指定金融機関の行う

同項に規定する事業再編促進業務については、

同条から旧産競法第四十九条まで及び第百三十

一条の規定は、この法律の施行後も、なおその

効力を有する。

（株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編促

進円滑化業務に関する経過措置)

第九条 旧産競法第六十一条第一項に規定する設

備導入促進法人（以下この条において単に「設

備導入促進法人」という。）の平成二十九年度

の事業報告書及び収支決算書については、なお

従前の例による。

（設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始

まる事業年度に係る事業計画及び収支予算につ

いては、なお従前の例による。

第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七

十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項中「産業競争力強化法」とあるのは「旧産競法」とする。

（旧産競法第四十一条第一項に規定する指定金融機関の行う事業再編促進業務に関する経過措置）

この法律の施行の際現に行われている旧

産競法第四十一条第一項の指定金融機関の行う

同項に規定する事業再編促進業務については、

同条から旧産競法第四十九条まで及び第百三十

一条の規定は、この法律の施行後も、なおその

効力を有する。

（設備導入促進法人に関する経過措置）

第十条 旧産競法第六十一条第一項に規定する設

備導入促進法人（以下この条において単に「設

備導入促進法人」という。）の平成二十九年度

の事業報告書及び収支決算書については、なお

従前の例による。

（設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始

まる事業年度に係る事業計画及び収支予算につ

いては、なお従前の例による。

（設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始

まる事業年度に係る事業報告書及び収支

決算書を、施行日から三月以内に、経済産業大臣に提出しなければならない。

（創業支援事業計画に関する経過措置）

第十二条 第二条の規定による改正後の産業競

争力強化法（以下「第二条改正後産競法」とい

う。）第六十八条第一項の認定を受けようとす

る者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行

の日（以下「第二号施行日」という。）前にお

いても、第二条改正後産競法第六十八条第二項の規定の例により、その申請を行うことができ

る。（第二号施行日とすること）

（株式会社産業革新機構の定款の変更等に関する経過措置）

第十三条 株式会社産業革新機構は、第二号施行

日までに、次に定めるところにより、定款の変

更をするものとする。

（株式会社産業革新機構の定款の変更等に関する経過措置）

第十四条 第二号施行日において現にその名称中に産業競争力強化法（以下「第二号改正後産競法」という。）第六十八条第一項の認定を受けようとする者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても、第二条改正後産競法第六十八条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

（株式会社産業革新投資機関との合併に関する経過措置）

第十五条 第二号施行日において現にその名称中に産業競争力強化法（以下「第二号改正後産競法」という。）第六十八条第一項の認定を受けようとする者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても、第二条改正後産競法第六十八条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

承継事業再生計画は、なおその効力を有するものとし、当該中小企業承継事業再生計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた中小企業承継事業再生計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、特許認可等に基づく地位の承継等、中小企業信

用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第二百一号）の特例並びに報告の徵収

についても、なお従前の例による。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定に関する準備行為）

第十六条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規

定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則

の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

ることとされた同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十

八号）とあるのは、「産業競争力強化法等の一

部を改正する法律（平成二十年法律第二十六

号）附則第七条の規定によりなおその効力を有

ることとされた同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十

八号）とあるのは、「産業競争力強化法等の一

部を改正する法律（平成二十年法律第二十六

号）附則第七条の規定による改正前の産業競

争力強化法（平成二十五年法律第九十

八号）とあるのは、「産業競争力強化法等の一

部を改正する法律（平成二十年法律第二十六

号）附則第七条の規定による改正前の産業競

(政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月七日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法第二百七条第一項並びに第二百十一条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日

二 第一条中産業競争力強化法第十七条の四第一項の改正規定(「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。)」を加える部分に限る。)及び第二条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の改正規定(同項第一号及び第二号に係る部分を除く。)公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(政令への委任)

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。